

消費税における総額表示に関する方針

平成15年10月8日
日本チェーンストア協会

1. 平成16年4月1日以降の「消費税における総額表示問題」への対応につきましては、当協会は予てより、消費者は勿論のこと、小売・流通業者の十分な理解を得ぬまま実施に踏み切ることが、無用の混乱を起こす恐れがあるとして「総額表示への移行については反対である」ことを主張してきました。しかしながら、法律により制定されたことを踏まえ、以下の内容をもって「総額表示に関する方針」をとりまとめました。

消費者すなわちお客様にとって、表示上計算される税額とレシート上の税額に違いが生ずる恐れを回避し、消費者との信頼関係を維持することが最も大切な原則であると考えます。

消費税は、本来、消費者から預かって納める税であるという性格から、預かり税額と納付税額に極力差が生じないようにすること。

日々の店舗オペレーションに負担のないものとするのが店舗での混乱を回避する最善の方策であり、最終的には消費者の支持を得られるものであること。

消費税の端数切捨てによる値付けをせざるを得ない結果生ずる企業負担が見込まれる中で、現在のシステムからなるべく少ないコストでシステム変更が可能であること。

等の視点を最大限確保できることを念頭に置き、その中での最善の方法をいろいろな角度（対消費者、対取引先、自社内処理等）から議論を重ねてきました。

2. 以上の諸点を可能な限り満たすことができるよう

店内等表示 : 総額（財務省例示「10,290円」の表示）
移行期においては、「10,290円（税込）」の表示も一案
レシート表示 : 総額（店内等表示と同様、各商品の総額のみを表示）
レシート上の税額表示 : レシート上の合計額の下に明記する
（内、消費税 円と表示）

という方向で対応することにします。

この場合、レシート上の税額表示に関しては、税額を明記することが望ましいと考えますが、最終的には企業の判断に委ねたいと考えます。

この点については、消費者が外税方式の下に税額表示になれていること、総額表示に移行した後であっても「消費者がどの程度税を負担しているか知らせるべきではないか」との考えにより、税額を表示すべきであるとする議論が大勢を占めましたが、他方、現在内税方式を採用している小売業でもレシート上に税額を表示していないケースがあり、また、煙草などの内税商品でもレシート上に税額を表示していないため、総額表示の下では、税額の表示は必ずしも必要ないのではないかとの議論もありました。

なお、加盟企業の間では、

総額表示への移行に際し、端数の切り捨てによる値付けをせざるを得ず、このため、移行前の本体価格をベースにした売上げに相当食い込むと見込まれる企業負担に対応できない状況にある企業もあること。

総額表示に対応できるシステム変更のためのコスト負担が大きく、このため、システム変更も時間をかけて行わざるを得ず、来年4月1日での対応は困難とする企業もあること。

取扱商品群のウェイト等から取引先との関係で、すぐに総額表示に対応することが困難な状況にある企業もあること。

等、「3年間延期」することとなった現行22条の特例を引き続き活用して対応することを望む企業においては、当面次の方向で対応することも可能です。

店内等表示：本体価格及び総額

レシート表示：本体価格

レシート上の税額表示：本体価格の合計額に5%を乗じて算出された税額の端数を切捨て、その処理した後の税額を明記

なお、この方向で対応する場合は、店内等の表示は本体価格と同時に総額（税込価格）の表示もしなければならず、店内等表示とレシート表示との間で税額の差異が生ずる恐れがあり、消費者に混乱を与える可能性があることに十分注意をする必要があると考えます。

3. 総額表示への移行に当たっては、次に示す事項についても留意する必要があります。

(1) 発注を含む取引先との関係について

発注を総額にするか本体価格にするかという点に関しては、取引先としてもある企業からは発注に当たり総額を基準とされ、別のある企業からは本体価格を基準とするというような形になった場合は、当該企業としても発注先に応じて複数のシステムを用意しなければならない等煩雑になることが想定されます。

店内等の表示を総額とし、レシート処理も総額による案で対応する場合、企業の売上管理、取引先への発注等もすべて総額を基準とすることがシステム設計や企業の経営管理を行っていく上で望ましい方向であるとする考えがある一方、消費者並びに値札表示と直結する「売価」は総額を基準とし、企業の売上管理、免税業者を含む取引先との支払関係における「仕入原価」は本体価格を基準とすることが、企業内のシステム及び取引先企業の両者にとって過度の負担が生ずることがなく対応し易いのではないかとする考えもあります。

また、当面本体価格で処理をしていく案による場合は、本体価格が基準になるため、取引先との関係は従来どおりとなります。

以上のような状況であります。移行期を過ぎ、総額表示が定着した段階においては、全てを総額で統一する方がシステム上もシンプルとなり、営業活動上も負担が少なくなる等のメリットが考えられるため、長期的には、発注については「総額」を基準にしていきたいと考えます。

なお、以上の方向性の下においても、企業の間には、現在のシステムを変更するにはコストと時間がかかるケース、取引先に中小企業が多く、直ちにシステム変更等を求めることができないとされるケース等いろいろな状況にあると考えられます。従って、これらの場合には企業の判断として、当分の間「本体価格」を基準とすることも止むを得ないと考えられます。

(2) 移行に当たっての広報の徹底

平成16年4月1日をもって、これまでの外税方式から総額表示方式に移行することを知らない消費者が未だに多数存在していることから、各店舗で無用の混乱を生じさせる可能性が大きいことを当協会は懸念しています。

従って、来年4月までの移行期間において、国(財務省)にはパンフレットやポスターによる広報のみならず、各新聞紙上等で広く国民に説明する等あらゆる方法・手段を用いて強力に広報していただくことを求めつつ、当協会としても会員企業のご意見を伺いながら、店頭用POP、店内放送等の各種広報媒体の活用方法について準備していくこととします。

(3) 会員相互の情報交換の推進及び情報交換会の設置

前述の協会としての「対応方針」を進めるに当たりましては、会員企業の多くから要望として出された下記留意事項に関し、総額表示検討ワーキンググループの場を活用する等の方法により、それぞれのテーマごとに情報を交換し合い、それぞれの企業の実情に沿った総額表示方式導入への対応が可能となるよう、早急に情報交換会を実施したいと考えます。

来年の4月1日実施に向けた具体的準備の開始のタイミングとその場合の留意事項

公認会計士によると会計処理は税抜きで行うべきであるというのが一般論ですが、その場合、企業内会計において、税抜き処理をどのタイミングで、どのようにすべきかについて

総額を基準とした場合のポイントシステムの運用、値引きの方法等について

non-PLU方法の動向、そのあり方等について

(注) non-PLUとは、簡単に言えば、「バーコードに、既に価格情報が盛り込まれている状態」を言います。従って、総額(税込価格)への移行に当たりバーコードの取替え等が必要になるため、システム上、容易に対応できないケースが想定されます。